

令和 8 年度

地域整備方向検討調査

胆沢平野三期地域小水力発電導入調査検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査 胆沢平野三期地域小水力発電導入調査検討その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「胆沢平野三期地域」に係る整備構想策定のため、農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入の可能性を検討するものである。

### (場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、岩手県奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

### (土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

#### 2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度（測量・建設コンサルタント等契約）の一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### ① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

##### ② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
- 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
- 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
- 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
- また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
- 特別仕様書第4－1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録
- 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
- 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

- 第1－6条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
  - (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
  - (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
  - (4) 業務成果物のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－7 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格               | 技術部門   | 選択科目                 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 技術士               | 総合技術監理 | 農業－農業土木<br>農業－農業農村工学 |
|                   | 農 業    | 農業土木<br>農業農村工学       |
| 博 士               | 農 学    | －                    |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木   | －                    |

(照査技術者)

第 1－9 条 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格               | 技術部門   | 選択科目                 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 技術士               | 総合技術監理 | 農業－農業土木<br>農業－農業農村工学 |
|                   | 農 業    | 農業土木<br>農業農村工学       |
| 博 士               | 農 学    | －                    |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木   | －                    |

- (1) 照査については、共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。また、作成した照査報告書は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
  - 1) 業務計画作成時
  - 2) 基本事項の検討段階
  - 3) 諸計算段階
  - 4) 報告書原稿作成段階
  - 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合
- (2) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－11 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－12 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求のあった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2－1 条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

(1) 受益面積 8,920ha (平成 31 年 3 月時点)

(2) 取水口の位置

胆沢ダム取水塔 岩手県奥州市胆沢若柳字東前川山 2 番地先 (胆沢ダム)

若柳既設取水口 同県同市同字荻袋 4 番 11 地先 (胆沢川右岸)

若柳取水口 同県同市同字荻袋 4 番 31 地先 (胆沢川右岸)

茂井羅取水口 同県同市同字下堰袋 2 番 11 地先 (胆沢川右岸)

(3) 最大取水量等

|         | 4 月 21 日から<br>5 月 5 日まで  | 5 月 6 日から<br>9 月 10 日まで  | 9 月 11 日から<br>4 月 20 日まで | 年間総取水量                   |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 胆沢ダム取水塔 | 1.663 m <sup>3</sup> /s  | 1.524 m <sup>3</sup> /s  | 0.152 m <sup>3</sup> /s  | 16,500 千 m <sup>3</sup>  |
| 若柳既設取水口 | 16.000 m <sup>3</sup> /s | 15.411 m <sup>3</sup> /s | 1.502 m <sup>3</sup> /s  | 149,110 千 m <sup>3</sup> |
| 若柳取水口   | 4.657 m <sup>3</sup> /s  | 3.514 m <sup>3</sup> /s  | 0.318 m <sup>3</sup> /s  | 39,880 千 m <sup>3</sup>  |
| 茂井羅取水口  | 4.832 m <sup>3</sup> /s  | —                        | —                        | 910 千 m <sup>3</sup>     |

(4) 小水力発電施設設置候補地点として、以下の地点を想定している。

1) 穴山幹線用水路 吐出流量調整バルブ室地点

2) 穴山幹線用水路 大互分水工地点

(5) 前歴国営事業の概要

【胆沢平野農業水利事業】

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 期     | 着手：平成元年度 完了：平成 10 年度                                                                        |
| 関係市町村   | 岩手県奥州市（水沢市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町）、胆沢郡金ヶ崎町                                                            |
| 受 益 面 積 | 9,830ha（用水改良 9,810ha、排水改良 6,820ha）                                                          |
| 主 要 工 事 | 胆沢ダム（関連事業） 1 式<br>若柳頭首工（既設利用） 1 箇所、茂井羅頭首工（既設利用） 1 箇所<br>用水路 L＝33.1km、排水路 L＝19.3km、水管理施設 1 式 |

(6) 対象施設

| 対象施設             | 設 計 諸 元                                                                                                                                                                                          | 施設管理者                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 穴 山 幹 線<br>用 水 路 | （胆沢ダム分岐点～穴山幹線用水路吐出流量調整バルブ室）<br>管渠（DCIP φ 1,000） L＝1,780m<br>（穴山幹線用水路吐出流量調整バルブ室下流）<br>開渠（B1,200～1,400×H800×1,000） L＝1,176m<br>暗渠（B1,500×H1,100） L＝189m<br>落差工 2 箇所、分水工 3 箇所、吸水槽 1 箇所<br>除塵設備 1 箇所 | 胆 沢 平 野<br>土 地 改 良 区 |

(適用する図書)

第 2－2 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

| 番号 | 名 称                               | 発 行               | 制定(改訂)年月     |
|----|-----------------------------------|-------------------|--------------|
| 1  | 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説<br>設計「水路工」    | 農林水産省             | 平成 26 年 3 月  |
| 2  | 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説<br>設計「パイプライン」 | 農林水産省             | 令和 3 年 6 月   |
| 3  | 農業用水利施設小水力発電設備 計画設計技<br>術マニュアル    | (一社)農業土木<br>機械化協会 | 平成 7 年 12 月  |
| 4  | 鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電設備<br>編)        | 農林水産省             | 平成 26 年 12 月 |

(参考図書)

第 2－3 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次のとおりによるものとする。

| 番号 | 名 称                                   | 発 行                | 制定(改訂)年月    |
|----|---------------------------------------|--------------------|-------------|
| 1  | 小水力発電申請図書マニュアル                        | 農林水産省<br>農村振興局     | 平成 26 年 5 月 |
| 2  | 農業水利施設等を活用した小水力発電施設<br>導入の手続き・事例集     | 農林水産省<br>農村振興局     | 令和 3 年 9 月  |
| 3  | 小水力発電設置のための手引き 第 4 版                  | 国土交通省<br>水管理・国土保全局 | 令和 5 年 3 月  |
| 4  | 小水力発電を行うための水利使用の登録申<br>請ガイドブック Ver. 2 | 国土交通省              | 平成 26 年 8 月 |
| 5  | 水力発電水利審査マニュアル（案）                      | 国土交通省<br>水管理・国土保全局 | 平成 25 年 4 月 |
| 6  | 小水力発電を河川区域内に設置する場合の<br>ガイドブック（案）      | 国土交通省              | 平成 25 年 3 月 |

（貸与資料）

第 2－4 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

| 番号 | 貸 与 資 料                                                  | 数 量 |
|----|----------------------------------------------------------|-----|
| 1  | 河川法第 95 条協議 国営胆沢平野農業水利事業<br>水利使用協議図書（令和 6 年 7 月 4 日付け同意） | 1 式 |
| 2  | 国営胆沢平野農業水利事業 事業誌「青山白水」                                   | 1 式 |
| 3  | 胆沢平野農業水利事業 事業成績書（平成 11 年 3 月）                            | 1 式 |
| 4  | 胆沢平野農業水利事業 出来形図面                                         | 1 式 |
| 5  | 穴山幹線用水路補償工事協定図面                                          | 1 式 |

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－3 条及び第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合

は監督職員の指示を受けるものとする。

(5) 貸与資料については、第三者に情報が漏洩しないようセキュリティ管理を徹底すること。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図ること。

| 番号 | 業 務 名                                            | 業務実施期間(予定)        |
|----|--------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 令和8年度 地域整備方向検討調査<br>胆沢平野三期地域受益面積データベース作成その他業務    | 令和8年5月<br>～令和9年2月 |
| 2  | 令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業<br>胆沢平野地区水利権変更協議図書作成その他業務 | 令和8年4月<br>～令和9年3月 |

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」作業実施欄に○印で示すものとする。

#### 【作業項目表】

| 作 業 項 目                                | 数 量 |
|----------------------------------------|-----|
| 小水力発電施設予備調査                            |     |
| 1. 準備作業                                | 1 式 |
| 2. 基本事項の検討                             | 1 式 |
| 3. 計画図作成                               | 1 式 |
| 4. 諸計算                                 | 1 式 |
| 5. 省エネルギー化・再生利用可能エネルギー利用促進計画（案）<br>の作成 | 1 式 |
| 6. 総合検討                                | 1 式 |
| 7. 照査                                  | 1 式 |
| 8. 点検取りまとめ                             | 1 式 |

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員の指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない

い。

- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 第2－3条及び第2－4条に示す参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（基本事項の検討段階）

第3回 中間打合せ（諸計算段階）

第4回 中間打合せ（総合検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

### (契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に追加及び変更が生じた場合
- (7) その他

### (業務スライドの試行)

第6-2条 業務スライドの試行については、次のとおりである。

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、

受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が（２）、（６）の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（９）業務スライドの試行に係る運用については、（１）に記載の通知に基づくものとする。

## 第７章 定めなき事項

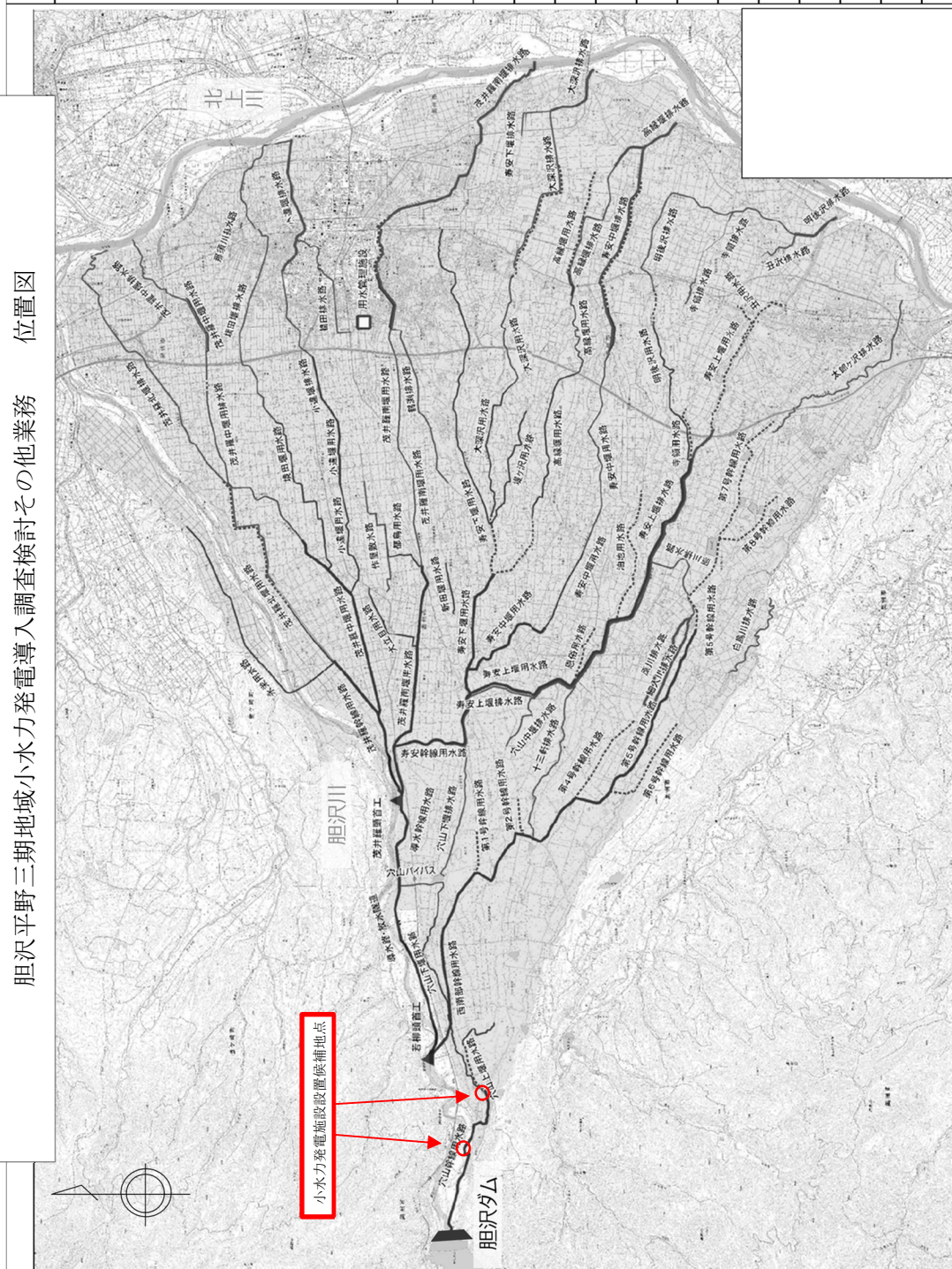
（定めなき事項）

第７－１条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 令和8年度 地域整備方向検討調査

胆沢平野三期地域小水力発電導入調査検討その他業務

圖 位置



| 位置図 | 受益面積 (ha)         |
|-----|-------------------|
|     | 8,920 ha          |
|     | 8,920 ha          |
|     | 計                 |
| 凡例  |                   |
|     | 受益                |
|     | ダム                |
|     | 頭首工               |
|     | 用水路 (国営)          |
|     | 用排水路 (国営)         |
|     | 排水路 (国営)          |
|     | 用排水路 (県営)         |
|     | 排水路 (県営)          |
|     | 用水路 (県営) (パイプライン) |
|     | 排水路 (県営) (パイプライン) |

【作業項目内訳表】

| 作 業 項 目                            | 作 業 内 容                                                                                                                                  | 作業<br>実施 |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 小水力発電施設予備調査                        |                                                                                                                                          |          |
| 1. 準備作業                            |                                                                                                                                          |          |
| 1-1. 現地調査                          | 開発予定地の地形、地質を掌握する。                                                                                                                        | ○        |
| 1-2. 資料の掌握                         | 貸与資料（特に流量）、指示事項の掌握及び踏査資料の整理、並びに業務計画を立案する。                                                                                                | ○        |
| 2. 基本事項の検討                         |                                                                                                                                          |          |
| 2-1. 発電使用水量と発電型式の検討                | 粗用水量、無効放流量、及びその他利水量を勘案し、自流式発電を基準として立案する。                                                                                                 | ○        |
| 2-2. 取水位、放水位落差の検討                  | 上記開発案について、取水位、放水位を検討し総落差を算出する。                                                                                                           | ○        |
| 2-3. 水路ルート of 検討                   | 地形、地質、土捨場、水槽、発電所、放水路等を勘案し、必要に応じ数案を対比し検討する。                                                                                               | ○        |
| 2-4. 最大、常時使用水量の検討                  | 発電使用水量、流況及び設備利用率等を勘案し、最大及び常時使用水量を検討する。<br>使用水量の検討は、非かんがい期等に発電専用水利権の取得が必要となる場合も考慮する。                                                      | ○        |
| 2-5. 発電規模及び電力量の算定                  | 有効落差、使用水量、出力等発電諸元を定める。電力量は、原則として最近10ヶ年の平均年、又は代表年の流況図から算出する。                                                                              | ○        |
| 2-6. 工事数量及び事業費の概算                  | 主要項目の概算数量を計算し、事業費の大まかな積算を行う。                                                                                                             | ○        |
| 2-7. 経済性の検討                        | 出力、電力量、概算事業費等より経済性を検討する。                                                                                                                 | ○        |
| 3. 計画図作成                           | 水路一般平面図、水路縦断図、主要水路構造物概要図を作成する。                                                                                                           | ○        |
| 4. 諸計算                             | 洪水量、損失落差、水路通水量及び出力の計算。発電電力量の計算を行う。                                                                                                       | ○        |
| 5. 省エネルギー化・再生利用可能エネルギー利用促進計画（案）の作成 | 現況の年間エネルギー使用量等の関係資料を収集の上、国営かんがい排水事業実施要領 別紙 8 第 1 の規定に基づく「省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画」の（案）を作成する。<br>なお、地域内に存するエネルギーを使用する施設数は、190 施設程度と想定している。 | ○        |
| 6. 総合検討                            | 総合的まとめ及び今後の検討事項の提案、問題点の指摘を行う。                                                                                                            | ○        |
| 7. 照査                              | 照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。                                                                                                     | ○        |
| 8. 点検取りまとめ                         | 各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。                                                                                                           | ○        |